

生活保護裁判連絡会結成10周年！

第11回神戸総会・交流会は大盛況

二生 保 裁 判 連 系

第二十八号 一〇〇五年十一月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所
(〇七五一一四一一三一四四)



総会は、地元神戸の弁護士である藤原精吾代表委員の挨拶で始まりました。

アメリカを襲ったカトリーナというハリケーンでは、金持ちは飛行機で、中産階級は自動車で逃げ出し、貧困者は家畜のように取り残された。阪神大震災でも、災害の直撃は貧困者・高齢者が蒙つた。行政が機能しなかつたが、震災の動きが始まつた。その地で総会を開いている。生活保護裁判の「第三の波」といわれている中で生活保護裁判連の討議を通じて、人的災害にどう立ち向かうのか議論をしようとして呼びかけました。

記念シンポ「生存権を考える

「大震災から現在まで」は藤原弁護士をコーディネーターに、大橋豊さん（ひょうご福祉ネットワーク）、澄川智広さん（尼崎市福祉事務所）、布川日佐史さん（静岡大学）から報告が行われました。

大橋さんは、震災後10年間続

けられている巡回相談活動の具体的な内容を紹介し、震災直後は法律問題（借地借家問題）が多かつたが、最近は借金問題が相談内容のトップになりました。保護費の妥当性の検証問題（老齢加算の縮減廃止）、稼働能力活用など、引き続き検討が必要な問題があること、「利用しやすく自立します」と訴えました。

被災者が多いこと、被災者の自立のための公的な保障が必要で、NGOの活動がその実現のために重要な役割を果たすとされました。

澄川さんは、保護世帯が増え、ケー

スワーカーとして考える暇もなく現

場の対応に追われている福祉事務所

の現状を報告し、専門職として創造

性を持つた仕事をしていきたいと話

し、前日まで調査に行つていたドイ

ツと比較しながら、ドイツでは職員

の生存権保障についての自覚が高い

こと、入口を広くして「必要とした人

委員会」の委員として関わった経験から、委員会が積み残した課題を話されました。保護費の妥当性の検証問題（老齢加算の縮減廃止）、稼働能力活用要件など、引き続き検討が必要な問題があること、「利用しやすく自立します」という方向で生活保護制度を改革していくこと、広い意味での自立支援サービス給付を早めにしていくことの大切さ、自立支援プログラムについてもいくつかの自治体では地域で生活していくことへのサポートがはじまりかけており、広い意味での自立支援につながる施策の模索の必要性が述べられました。

臨場感のある当時のお話から被災状況の違いが浮かびあがり、問題点・実態を振り返る良い機会になりました。

最初に、阪神・淡路大震災当時、神戸市福祉事務所のケースワーカーとして現場で実際に生活保護実務に携わった、高橋秀典さんから当時の状況が説明され、住宅倒壊や職場被災で、家と職を失つた市民に対して生活保護を運用する際、何が問題になつたかについて詳しい説明がありました。

報告の内容は高橋さんのレジュメに記された「災害救助法が適用されると生活保護法は立ちすくむ」という言葉に集約されます。

災害救助法の適用と生活保護法の適用が競合した場合、4条2項の他法他施策優先原則により災害救助法が優先となり、震災当初、兵庫県は避難所生活者に対しても必要とされる最低限の衣食住が保障されていふとして避難所からの生活保護申請を認めませんでした。その後、災害救助法が打ち切られてからは、兵庫県は、待機所は生活保護法第30条にいうところの居宅に当たらない、という理由を挙げ、生活保護法を適用しなかつたことについて、本来、災害

を立て替える制度、野宿化を防止する施策、きめ細かい就労支援があることなどを紹介しながら、貧困の予防と就労支援の観点から、日本の「自立支援プログラム」もドイツを手本にしていつてはと問題提起しました。

竹下事務局長から基調提案が行わ

れ、老齢加算訴訟の意義を訴えると

もに、生保裁判連が結成以来ほとんど

の生活保護訴訟の関わりをもちながら

活動を続けてきたことにふれ、これまでの成果を生かし、全国的なネット

ワークを作りながら取り組みを強化し

ていきました。

第1分科会「大震災と生活保護」
第1分科会では「大震災と生活保護」と題し、三つの報告をもとに、阪神・淡路大震災、三宅島噴火災害、新潟中越地震と3つの被災地の実態から浮かび上がつてきた問題点を提起することにより災害被災世帯の公的支援や生活保障のあり方について議論を行いました。

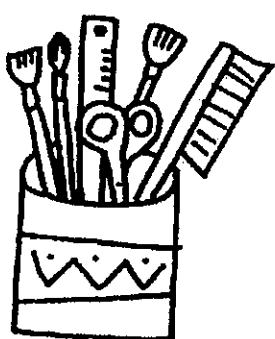
シンポの後、吉田雄大弁護士より山科退院即廃止事件の勝訴報告、老齢加算訴訟原告の松島さんから訴訟にのぞむ固い決意と支援の訴えがなされました。

報告の内容は高橋さんのレジュメに記された「災害救助法が適用されると生活保護法は立ちすくむ」という言葉に集約されます。

災害救助法の適用と生活保護法の適用が競合した場合、4条2項の他法他施策優先原則により災害救助法が優先となり、震災当初、兵庫県は避難所生活者に対しても必要とされる最低限の衣食住が保障されていふとして避難所からの生活保護申請を認めませんでした。その後、災害救助法が打ち切られてからは、兵庫県は、待機所は生活保護法第30条にいうところの居宅に当たらない、という理由を挙げ、生活保護法を適用しなかつたことについて、本来、災害

てべつたり街にいるようになった。この人たちがどういう意識を持つかで釜ヶ崎の街が変わる」「救護施設で退所者の支援をしている。とりくみの中でアパートをスリップする人は本当に少なくなつた」などの発言がありました。

助言者の布川さんと松崎さんは、本来の自立支援はケースワーカーとして楽しくおもしろい、やりがいのある仕事のはず。なぜそうならないか、どうやればできるかを考えていく必要がある。厚労省がむしろ「権利を守れ」といわざるを得ない実態となつております。そこはトコトン追及する足がかりとなる。指導指示や制裁の問題は委員会では議論できなかつた。「報告書」には積極面と危険な面の二面性があるのは事実だが、使えるところもあるはず。どう生かすかがますます問われていく。とのまごめがおこなわれました。



第3分科会 生活保護訴訟の現状と成果

この分科会では、3本の報告がありました。
まず最初に、京都の「老齢加算削減処分取消訴訟」について、弁護団

の佐野就平さんから、この裁判の趣旨と意義について説明がおこなわれました。70歳以上に一律支給されていた老齢加算は、少ない生活扶助費を補填し、最低限度の生活を保障するという意義を有するものですが、これを段階的に削減し廃止することは、憲法25条の生存権を侵害するものではないか。この裁判の真の争点は、現代における健康で文化的な最低限度の生活の中身を問うことがある、という主張です。続いて、原告の一人の松島松太郎さんから、きびしい労働生活の中で身体をこわし、入院し、そして生活保護を受けるようになつたこと、生活保護費での生活は厳しく、節約に努めていたこと、平成16年4月から老齢加算が減額され、さらに京都市から出ていた夏と冬の見舞金もなくなり、さらに生活が厳しくなつたこと、そして、なきなさと怒りから、年寄りの生活保護基準とはどれだけなのかはつきりさせたいと思い、提訴に踏み切つたという決意と訴えが力強く表明されました。

次に、熊本市生活と健康を守る会の阪本深さんから「熊本市における審査請求の取組」について、報告がありました。熊本市では、2003年8月に54歳の女性が稼働能力不活用を理由に生活保護申請を却下されたという相談を受けました。相談者の方は、審査請求運動に取り組んでいます。相談者の要求に応えるために、生活と健康を守る会の三

役を中心に、自分たちで資料を取り寄せ、生活手帳を読み直し、方法と考へられたからです。こうした活動の中で保護申請が却下された場合、審査請求も起こしてから勉強し、自分たち自身の手で、審査請求をおこなつてきました。福祉事務所と交渉し、繰返し相手の主張を聞き、矛盾点を正確に把握することに心がけてきました。こうした努力の結果、過去2年間に22件の審査請求を出し、11件について原処分取消という成果を勝ち取つてきました。これは同時に熊本市の生活保護行政がいかに異常であるかということをも示すものです。今後は市民を巻き込んでさらにつきな運動にしていきたいという決意が表明されました。

最後に、神戸の冬を支える会の青木しげゆきさんから、「神戸の野宿者と生活保護」について報告がありました。青木さんは98年から神戸に移り住んでいますが、大震災からの復興途上にある神戸市で見られる野宿者の数は、神戸市当局が公表する数よりも多いのではないかとう疑問がありました。99年から同会で独自調査を進めてきましたが、神戸市の公表する数字を大きく上回る年が続いています。また同会では、夜回り・生活相談などを通じて、野宿生活から脱却できるように、これまでに1000名以上の野宿者の生活保護受給を支援してきました。これは、神戸市内には自立支援

センター・自立支援事業がないため、生活保護受給がもつとも有効な方法と考えられたからです。こうした活動の中で保護申請が却下もどこでも争えるよう司法ネットの準備を進めなければならぬ、といつたまとの発言があり、白熱した討論をしました。これは行政の対応に慎重な姿勢が見られるようになつたといふ効果を生み出しましたが、支える会の手の届かないところで違法な対応がおこなわれている可能性も高く、これを未然に防ぐために生活保護制度の運用を改善させる申し入れと交渉活動を重視して取り組んでいます。

3本の報告を受けて、討論・意見交換がおこなわれました。

広島市では、33名の原告団を

組織し、老齢加算訴訟を準備中で

あること、北九州でも老齢加算減

額処分に對して大量審査請求運動

活動を展開しているといった裁判

運動の前進事例が報告されました。

また、高松市からは福祉事務

所の相談窓口に相談員として刑務官OBと警察官を配置し、申請の際に同伴者を認めないとつた方法で要保護者の申請権を抑圧・侵害している事例などが報告されました。

最後に助言者の尾藤さんから、

阪市のケースワーカーが、担当のIさん

について、長期間放置していた。担当ワー

カーからの約8ヶ月ぶりの電話は、「Iさ

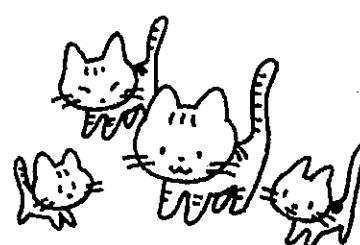
ん、交通事故で保険金もらつたそやね。

そのお金、福祉事務所に返してもらわな

あかんから、判子持つて役所に来て頂戴。」というものであつた。事故後の体調はどうか、という声かけは「一切なかつた。担当ワーカーは、保険会社からの照会でIさんの交通事故を知つたらしく。Iさんを呼びつけたワーカーは、分割返還願いを用意しており、「これに判子押してもらわなければ、一括で全額返還の命令を出す」と言つて、Iさんに分割返還願い

生活保護ケース記録開示請求訴訟について

弁護士 江野尻正明



を行なうために、全国的に組織的に対応できる力量を築き上げる必要がある、

(3) 各地の運動の教訓を生かし、いつでもどこでも争えるよう司法ネットの整備を進めなければならぬ、といつたまとの発言があり、白熱した討論をしました。これは行政の対応に慎重な姿勢が見られるようになつたといふ効果を生み出しましたが、

センターバイ立支援事業がないため、生活保護受給がもつとも有効な方法と考えられたからです。こうした活動の中で保護申請が却下もどこでも争えるよう司法ネットの整備を進めなければならぬ、といつたまとの発言があり、白熱した討論をしました。

（3）各地の運動の教訓を生かし、いつでもどこでも争えるよう司法ネットの整備を進めなければならぬ、といつたまとの発言があり、白熱した討論をしました。

への押印を迫った。しかし、既にその保険金を栄養ドリンク剤や家事手伝いの謝礼として費消していた Iさんは納得がいかず、知人・新聞記者を通じて弁護士に相談をするに至った。結局、分割返還願いを提出しなかつた Iさんには、保険金全額について 63 条の返還決定が出された。これに対し、Iさんは、我々弁護士を代理人として審査請求・再審査請求をした（再審査請求後 5 年間経過しているが、まだ決定はなされていない）。その過程で、本件 63 条決定が違法・不当であるとの現れとして、担当ワーカーがいかに、本来なすべきケースワークをしていいか、が大きな問題となつた。このため、我々は、審査請求・再審査請求の手続の中で、処分庁に対し、Iさんのケース記録の全面開示を求めた。しかしながら、処分庁は、「厚生労働省の指導により、開示はできない」と拒むばかりであつた。

情報開示請求権は、プライバシー権（自己情報コントロール権）に由来するものではなく、条例により創設的に生じた権利であり、開示の可否は条例の解釈に尽きる。しかししながら我々は、本件が福祉情報であり、生活保護に関わるものであることからできる限り情報を開示し、ワーカーと保護受給者とが情報を共有し、誤った情報を基づいてケースワークがなされればこれを正して、正確な情報に基づいてケースワークがなるべきであるという論理を展開した。その背景には、北本事件の判決（東京高裁2002年3月20日判決。介護保険に関する記録）たまま生活保護記録用紙に記載されていた一の全面開示を認めたもの）と、イギリスやカナダでのソーシャルワークにおいては、その対象者についても原則として全ての情報が開示されるという流れがあることを強調し、大阪市がいうような「開示した場合に被保護者との信頼関係がなくなる」等の弊害がないことを訴えた。

このあるべきソーシャルワーク論については、弁護団長田中幹雄弁護士の見解に加え、松崎喜良神戸女子大助教授の助言を大いに参考にさせていただいた。また、開示しても処分庁に弊害のないことを示すために、神戸市の開示状況等についても指摘し、この点については、皆本氏の情報提供に負うところが大であった。

その結果、大阪地裁では個別の保護審査会の決定よりも広く開示を認めたが全面開示には至らなかつた。新たに開示を認められたのは、非開示の情報の一部につき、個人の評価等に関するものではない等と認定した情報、つまり条例の事実への当てはめで認められたものであつた。しかしながら、Iさんとしては、素朴に、私に関する情報はどうして私自身が全部見られないということになるのか了解できない、との思いを持つておられたことから、大阪高裁に控訴した。大阪市も控訴したが、控訴審では、双方の控訴棄却という判断がなされた。我々は、控訴審で、Iさんの息子や、当初Iさんに関わった新聞記者から、自分に関する情報は開示されてもかまわない、といつた書類を証拠として提出したが、控訴審はこの点に何等触れることなく、情報開示の範囲を拡げなかつた。そこで、我々は、上告及び上告受理申立を行つた。

本来、自治体の情報開示とは、情報の種類を問うことなく、その要件を充たすものを開示するものであろうが、本件では、ケースワークが適切になされていたか否かが審査請求・再審査請求で大きな争点となつてゐるが故に、福祉情報の特異性を訴えているのである。

いすれにせよ、生活保護記録であるから一律に全面非開示、といふ取り扱いを裁判所は認めないとが明らかになつたことは成果であるが、なお、道半ばである。

新潟県でも生存権裁決へ！

新潟県生活と健康を守る

連合会
吉田松雄

10月16日、新潟市で竹下義

弁護士を招いて「新潟生存権裁判

支那の歴史 (一) 周易

以次之序(以)一以次之序(論)

集会を開催しました。県下各地が

「生活と健康を守る会」の会員登録

保協、患者家族団体協議会の代表

ど121名が参加しました。

「支える会」代表の石崎誠也・新

大学法科大学院教授は、今、憲法

ゆくつて議論がされてゐる。この

同上

半世その一珍種がせが安心して
ら仕事上組み付去り度二度も

公文書の歴史

つくづいた。その意味では人間

大事にする憲法を守つていく運動

1人ひとりが大事にされるという

会の仕組みをつくっていく上で大

な裁判であり、それはとりもなお

第三回 金子の贈り物

この國の在り方をひがむに
二ふうの裁判があつた。

開示しない。

調査をおました

また、竹下弁護士は講演で、「生存権裁判」は、食事、散髪、入浴、人付き合いを制限し、新聞すらとれないと。いような、老齢加算減額後の保護利用者の生活が、果たして憲法25条が国民に保障している「最低限度の生活」にあたるのか、すなわち「最低限度の生活」とは何かを問う裁判です。それはまた、老齢加算削減・廃止が、最低賃金、年金引き下げなど、国民生活の切り下げにつながることから、国民生活の土台を守り築きあげて行くたたかいでもあることを強調されました。

生活保護裁判報告（広島）

5
審敗訴と控訴審での闘い

弁護士 中田憲悟

本件は、生活保護の受給に関する、被告東広島福祉事務所長が原告の提出した辞退届を理由に保護廃止決定をしたところ、原告が、当該辞退届は錯誤・強要に基づくものであり無効である、仮に錯誤・強要といえなくとも、形式的に辞退届が提出されただけでは保護廃止の要件を充たさないので保護廃止決定は違法であると主張して、被告東広島福祉事務所長に対し、同被告が行つた保護廃止決定の取消しを請求するとともに、同市職員から暴言を浴びせられ精神的苦痛を被つたと主張して、被告東広島市に対し、国家賠償法に基づいて損害賠償（含遅延損害金）の支払を請求した事案です。

たと聞き、二人の娘さんを家に残して夜仕事に出るというのは酷過ぎるので、支援団体を紹介したことを記憶しています。残念なのは当時の私は、生活保護の手続きについて十分な知識を有しておらず、酷過ぎるという印象を受けたのに、法律的に十分な対応をすることができなかつたことです。

(2) そのまゝ反省の念もあり、上記のような主張を柱として、生活と健康を守る会を中心とした支援者の方々のバックアップを得て提訴しました。もちろん社会性の高い事件ですから記者会見も設定し、地元広島ではしつかりとした報道がなされました。その結果、同じ東広島社会福祉事務所で同じような酷い扱いを受けたとマスコミに訴えた方が数名おられました。その中の一人は、同じ窓口担当者から具体的なスタンドを紹介され面接をさせられるなどしており、覚悟を決めて、本件裁判においても証人として証言台に立ち、事実を明らかにしてくれました。

(3) また、福祉事務所の担当者(2名)の証人尋問においては、「建前上は係長だったが、転勤したばかりで生活保護は素人だった」、「在任中の4年間で約50件ぐらい辞退届が出させていた。」、「辞退届による廃止の法令上の根拠といわれるところ等々の証言がなされ、本件保護廃止決定に関するきちんとした法律上の

(4) 法律的な主張に関しても、研究者の先生方から種々の助言や資料提供をしていただき、これらなら勝訴判決が得られるだろうと思つていました。ところが、それは甘い幻想でした。

(5) 判決の内容は、「生活保護法は保護の開始に関して申請主義を採用し（同法7条本文）」、但護実施機関は、例外的に、要保護者が急迫した状況にある場合に職権で保護を開始する義務を負つてゐる（同法25条1項）に過ぎない」とし、「辞退した場合は、廃止することで直ちに急迫した状況に至ると認められない限り、保護を継続する義務を負はず、・・・保護を必要としなくなつたとき（同法26条）に該当するとして・・・廃止することができる」と判断しました。そして、「最も辞退の意思表示が私法上無効と認められる場合に・・・保護廃止決定も瑕疵あるものとして取り消すのが相当」だが本件の場合そのような瑕疵はない」とし、本件保護廃止決定に違法はないと断じました。

全面敗訴でした。弁護士として
真に辛い無力感を覚えました。

3 2審での闘い

1審判決は、保護廃止の要件についても間違った考え方を示し、窓口における暴言に対する評価も人権感覺なしといわざるをえないものです。気落ちしていた私に強い味方が現れました。「押しかけ弁護士ですが」と竹下義樹先生が連絡をして来られ、是非ともということで共同受任して頂きました。この裁判は、勝たなければならぬ裁判であると確信していくまです。信念と執念を持つて闘い抜きました。と思つておりますので、今後もご支援をよろしくお願ひします。



生存权裁判

頑張ろう！